

○君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年9月29日

規則第30号

改正 平成28年3月30日規則第12号

平成29年8月25日規則第25号

令和元年8月13日規則第13号

令和3年8月31日規則第37号

令和3年9月30日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、本市の広報紙及びホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

(申請書等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第3条第1号に規定する事業計画書は、別記第2号様式とする。

3 条例第3条第2号に規定する収支計画書は、別記第3号様式とする。

(選定結果の通知)

第4条 条例第4条第2項の規定による選定の結果の通知は、指定候補者選定結果通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(選定の通知)

第5条 条例第4条第5項の規定による選定の通知は、指定候補者選定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(指定の通知)

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により指定候補者を指定管理者に指定したときは、指定管理者指定通知書（別記第6号様式）によりその旨を当該指定候補者に通知するものとする。

(事業報告書)

第7条 条例第6条第2項第3号に規定する事業報告書は、別記第7号様式とする。

(指定の取消し等の通知)

第8条 市長等は、条例第8条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、次に掲げる書類によりその旨を当該指定管理者に通知するものとする。

(1) 指定の取消し 指定管理者指定取消通知書(別記第8号様式)

(2) 業務の全部又は一部の停止 指定管理者業務停止命令書(別記第9号様式)

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月25日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月13日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年8月31日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に現に残存する様式については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、所要の補正を加え、使用することができる。

別記第1号様式(第3条第1項)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

様

申請団体 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号



指定管理者の指定を受けたいので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設  
名称  
所在地
- 2 添付する書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支計画書
  - (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
  - (4) 登記事項証明書
  - (5) 印鑑証明書
  - (6) 営業許可、認可等の証明書
  - (7) 組織及び概要を記載した書類
  - (8) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類
  - (9) 団体等及びその代表者に市税の滞納がないことを証する書類
  - (10) 指定管理者の申請に関する確約書
  - (11) 役員名簿
  - (12) その他

第2号様式(第3条第2項)

(その1)

事業計画書

公の施設の名称	
申請団体の名称	
申請団体の所在地	
設立年月日	
代表者氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

現在管理運営を行っている類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

(その2)

事業計画の内容(その1)
1 管理運営方針
2 管理運営に関する具体的な取組
3 施設の管理 (1) 人員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)  (2) 人員の研修計画
4 施設の運営 (1) 年間の事業計画(自主事業については、別紙に記載すること。)  (2) サービス向上のための方策  (3) 利用者の要望の把握及びその実現の方策  (4) 利用者とのトラブルの防止策とその対処方法
5 その他(地域との連携等)

(その3)

事業計画の内容 (その2)
1 個人情報の保護に関する措置
2 緊急時の対応(緊急時の指揮命令系統が分かる組織図を含む。) (1) 防犯、防災の対応  (2) その他緊急時の対応
3 団体の理念 (1) 団体の経営方針等  (2) 指定を受けようとする理由  (3) 施設の現状に対する考え方及びその展望
4 その他(特記すべき事項があれば記入してください。)

第3号様式(第3条第3項)

収 支 計 画 書 ( 年 度 )

(単位：千円)

区 分		内 訳	備 考
収 入 の 項 目			
収 入 合 計 ( A )			
支 出 の 項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
支 出 合 計 ( B )			
収 支 ( A ) - ( B )			

備考 指定期間となる期間の年度ごとに作成してください。ただし、年度ごとの収支の見込みが同じ(その旨を収支計画書に記載してください。)であれば、1枚の提出でも可とします。

第4号様式(第4条)

指定候補者選定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定に関し、指定管理者の候補者の選定について審査した結果、下記のとおりとなりましたので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定管理者の候補者として選定する。  
公の施設の名称  
公の施設の所在地
- 2 指定管理者の候補者として選定しない。  
理由

注 この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するもので、指定管理者としての指定を行うものではありません。地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得られない場合など、指定管理者として指定できないことがあることを申し添えます。



第5号様式(第5条)

指定候補者選定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

下記の公の施設について、貴社・貴団体を指定管理者の候補者として選定したので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第5項の規定により通知します。

記

- 1 指定管理者の候補者となる公の施設  
名 称  
所在地
- 2 指定管理者の候補者として選定した理由

注 この通知は、指定管理者の候補者として選定したことを通知するもので、指定管理者としての指定を行うものではありません。地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を得られない場合など、指定管理者として指定できないことがあることを申し添えます。

第6号様式(第6条)

指定管理者指定通知書

第 号  
年 月 日

様

印

下記の公の施設の指定管理者について、君津市議会の議決を得たことにより、貴社・貴団体を指定管理者として指定するので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

1 指定管理者として指定する公の施設

名 称

所在地

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

第7号様式(第7条)

事業報告書

年 月 日

様

所在地  
指定管理者 名称  
代表者氏名

下記の公の施設に関する 年度の管理が終了したので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条の規定により報告します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 管理を行った期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 添付する書類
  - (1) 管理業務の実施状況
  - (2) 管理に要した経費の収支状況
  - (3) 当該公の施設の利用状況
  - (4) その他

第8号様式(第8条)

指 定 管 理 者 指 定 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付け第 号で通知した指定管理者の指定について、下記のとおりその指定を取り消したので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 指定を取り消した公の施設  
名 称  
所在地
- 2 指定の取消年月日 年 月 日
- 3 指定の取消しの理由

注

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として( が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第9号様式(第8条)

指 定 管 理 者 業 務 停 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日付け第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、下記のとおり業務の全部・一部の停止を命ずるので、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

- 1 業務を停止させる公の施設  
名 称  
所在地
- 2 業務の停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 業務の停止を命ずる内容
- 4 業務の停止を命ずる理由

注

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として( が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。